

申告期間

2/16(月)

3/16(月)

出張受付

2/3(火)から

申告が必要なかった

1 平成27年1月1日現在で市内に住所があり、平成26年1月1日から12月31日まで
に次の①から⑤の所得があり、所得税の
確定申告をしないかた。

① 給与所得（パート・アルバイト賃金を含
む）

・勤務先が川口市へ給与支払報告書を提出
していないかた
・給与所得以外に、報酬・配当・年金など
の所得があったかた

（1社のみから給与の支払いを受けてい
るかたで、給与以外の所得の合計額が20
万円を超える場合は、所得税の確定申告
が必要となります）

・2社以上から給与の支払いを受けたかた
・医療費控除など各種控除を受けようとする
るかた

② 雑所得

公的年金などの収入があったかたで、社

平成27年度分（平成26年分）の市民税・県民税の申告を受け付けます。日時
と会場をご確認の上、ご来場ください。平成26年度の申告をしたかたには、平
成27年度分の申告書を1月下旬に送付しています。申告書が届かなくても申告
が必要と思われるかたは、お問い合わせください。

市民税・県民税の 申告はお早めに！

会保険料控除・扶養控除などの各種控除
を受けようとするかた

③ 事業所得

営業・農業などの所得があったかた

④ 不動産所得

土地・家屋などの貸し付けによる所得が
あったかた

⑤ 配当・譲渡・一時所得

株式などによる利益の配当・資産の譲渡
から生ずる所得・生命保険契約などに基
づく一時金などがあったかた

② 税法上の扶養になつていてるかたで扶養者
が市外在住のかた

③ 所得のないかたで、国民健康保険・後期
高齢者医療保険・児童手当などの関係で
申告が必要なかた、そのほか各種税証明
書が必要とするかた

④ 平成27年1月1日現在で、市内に住所はな
いが、事業所などが市内にあるかた

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書、添付書
類台紙
- 印鑑（スタンプ式不可）、筆記
用具
- 申告するかたの預貯金口座番
号のわかるもの
- 収入や所得を証明できる書類
（平成26年分の給与や年金の
源泉徴収票など）
- 社会保険料（健康保険・介護保
険・国民年金など）の支払証明
書や領収書
- 生命保険料（一般生命保険料・
個人年金保険料・介護医療保
険料）や地震保険料などの控
除証明書
- 医療費の領収書（かかった人ご
と、医療機関ごとに事前に計
算を済ませておいてください）
- 経費などに関する領収書
- そのほか申告に必要な書類
（障害者手帳など）

受付日	会場	時間
2月3日(火)・4日(水)	戸塚公民館	9:00 ~ 15:00
2月5日(木)・6日(金)	芝市民ホール(芝支所に併設)	
2月9日(月)・10日(火)・12日(木)・13日(金)	鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	
2月25日(水)	安行公民館	
2月26日(木)	新郷公民館	
2月27日(金)	神根公民館	9:00 ~ 16:00
2月16日(月) ~ 3月16日(月) (土・日曜日を除く)	市民会館 1階会議室 (市役所斜め向かい)	
2月22日(日)・3月1日(日)		

申告日時・会場



※所得税の住宅借入金等特別控除は受け付けできません。税務署にお問い合わせください。
※各会場の初日は大変混雑します。混雑状況により受付終了時間を早めることがあります。
時間に余裕を持ってお越しください。
※駐車台数に限りがあります。車での来場はご遠慮ください。

申告会場は大変混雑しますので、郵送での申告をおすすめします。

申告書に住所・氏名・生年月日・電話番号・必要事項（所得や所得控除など）を記入・押印し、必要書類（控除証明書など）を同封の上、返信用封筒で郵送してください。（切手不要）

※記入内容を電話で確認することがあります。



各種所得控除の申告も忘れずに

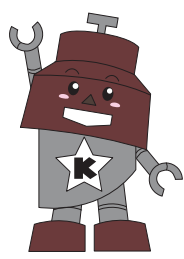
所得控除を申告することで、税負担が軽減されます。

配偶者（特別）控除・扶養控除・障害者控除・寡婦（夫）控除・勤労学生控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金控除（税額控除）など

※領収書や証明書の提示や提出がないときは、控除の適用ができません。ご了承ください。



所得税の確定申告をされるかたは、市・県民税の申告は不要です。



◇上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%（所得税7%、市・県民税3%）軽減税率の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以降は、本則税率の20%（所得税15%、市・県民税5%）が適用されます。

◇住宅借入金等特別控除に関する改正

適用期限を4年間延長し、平成26年4月以降に入居したかたは、控除限度額が拡充されます。

※消費税率引き上げに伴う負担軽減を目的としているため、控除限度額の拡充は消費税率8%で住宅を購入したかたが適用されません。

居住開始年月	市・県民税の控除限度額
平成25年12月まで	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)
平成26年1月から 平成26年3月まで	
平成26年4月から 平成29年12月まで	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)

問い合わせ…市民税課
☎048-259-7634・7635・7636・7245
FAX048-259-4541

～税務署からのお知らせ～

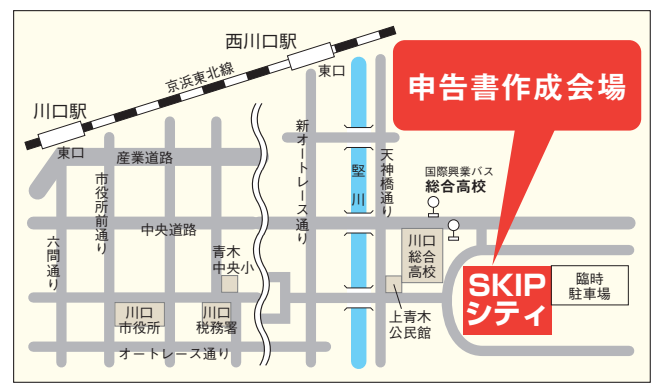
確定申告書は自宅で作成できます

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと**自宅で確定申告書が作成できます**。印刷して郵送、または**e-Tax**（事前準備が必要）により、ご提出ください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します

会場：SKIPシティ 1階多目的ホール(上青木3-12-18)
期間：2月12日(木)～3月16日(月)土・日曜日を除きます。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は受け付けします。
受付：9:00～16:00まで(混雑が予想されますので、お早めにお越しください。)



問い合わせ…川口税務署 ☎048-252-5141(代表) 西川口税務署 ☎048-253-4061(代表)
署外申告会場開設期間中は、税務署庁舎内には確定申告会場はありません。